「大垣警察署庁舎新築工事の基本設計・実施設計」プロポーザル

参加表明書作成要領

令和４年８月

岐阜県警察本部

　設計プロポーザル参加希望者は、本作成要領に従って参加表明書（様式１～４）を作成してください。

１　参加表明書（様式１）

（１）日付は提出日を記載してください。

（２）設計共同体を結成して参加する場合の参加表明書は、構成員連名で記入、押印してください。

２　参加資格要件確認書（様式２）

（１）業務実績には、平成19年８月から参加表明書提出期限までの間に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項（又は同法第18条第３項）の規定に基づく確認済証の交付を受けた物件で、延床面積（増築の場合にあっては、増築面積）が3,000㎡以上の建築物（構造は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、用途は警察署、裁判所、刑務所、拘置所、その他国又は地方公共団体等※の施設（学校、体育館、宿舎、共同住宅、車庫、倉庫、その他これらに類する用途の施設を除く。））の設計の実績を記載してください。

　　　※　国又は地方公共団体等には、独立行政法人、地方独立行政法人を含む。

（２）再委託事務所の実績は記載しないでください。

（３）設計共同体としての実績は代表構成員としての実績のみを認めます。

（４）記載した業務実績の用途・延床面積が確認できる書類（契約書、図面の写し、確認済証等）の写しを添付してください。

（５）設計共同体としての実績を記載した場合、協定書の写しを添付してください。

（６）複合用途の実績を記載した場合、延床面積に（　）書で（１）に掲げる用途の延床面積をそれぞれ併記してください。

３　設計共同体結成届（様式３）

（１）日付は提出日を記載してください。

（２）設計共同体結成届は、設計共同体の構成員連名で記入、押印してください。

（３）設計共同体協定書（様式４）の写しも併せて提出してください。

４　提出物・部数一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | 部数 | 様式 | 摘要 |
| 参  加  表  明  書 | 参加表明書 | １ | Ａ４判 | 様式１、又は様式１の２ |
| 参加資格要件確認書 | １ | 〃 | 様式２　※添付書類を含む |
| 設計共同体結成届 | １ | 〃 | 様式３ |
| 設計共同体協定書の写し | １ | 〃 | 様式４ |

様式１

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日  岐阜県警察本部長　加藤　伸宏　様  住　　　　所  商号又は名称  代表者氏名 印  参　加　表　明　書  令和　　年　　月　　日付けで公募のありました、「大垣警察署庁舎新築工事の基本設計・実施設計」プロポーザルについて、参加を希望するので、参加表明書を提出します。  なお、本設計プロポーザルへの参加にあたり、公募要領に定めるすべての参加資格要件を有していること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。 |

様式１の２

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日  岐阜県警察本部長　加藤　伸宏　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　○○・△△設計共同体  代表構成員　住　　　　所  商号又は名称  代表者氏名 印  構　成　員　住　　　　所  商号又は名称  代表者氏名 印  参　加　表　明　書  令和　　年　　月　　日付けで公募のありました、「大垣警察署庁舎新築工事の基本設計・実施設計」プロポーザルについて、参加を希望するので、参加表明書を提出します。  なお、本設計プロポーザルへの参加にあたり、公募要領に定めるすべての参加資格要件を有していること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。 |

様式２

参加資格要件確認書

|  |  |
| --- | --- |
| 基 本 的 要 件 | |
| 地方自治法施行令167条の４の規定について |  |
| 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿の建設関連業務（測量・建設コンサルタント・建築設計）のみに登載済み |  |
| 会社更生法又は民事再生法に基づく手続き開始の申し立てについて |  |
| 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録について | 登録番号：  登録年月日：  登録有効期間： |
| 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置について |  |
| 岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置及び同要綱別表に掲げる措置要件について |  |
| プロポーザルに参加しようとする者との関係について |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業　務　実　績　に　関　す　る　要　件 | | | | |
| 業　務　名 |  | 発注者 |  | |
| 用　　 途  （施設名） |  | | | |
| 工事の種別 |  | 業 務 の 種 別 | |  |
| 構造規模 |  | 設計完成年月日 | |  |
| そ　の　他 |  | | | |

※設計共同体としての業務実績を記載する場合は、設計共同体協定書の写しを添付する。

※記載した業務の契約書、図面の写し、確認済証等、要件を満たすことを確認できる最低限の資料を添付する。

様式３

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日  岐阜県警察本部長　加藤　伸宏　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　○○・△△設計共同体  代表構成員　住　　　　所  商号又は名称  代表者氏名 印  構　成　員　住　　　　所  商号又は名称  代表者氏名 印  設計共同体結成届  令和　　年　　月　　日付けで公募のありました、「大垣警察署庁舎新築工事の基本設計・実施設計」プロポーザルについて、設計共同体を結成しましたので、設計共同体協定書の写しを添えて届け出ます。 |

様式４

|  |
| --- |
| 設計共同体協定書  （目的）  第１条　当共同体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。  　一　岐阜県警察本部発注にかかる大垣警察署庁舎新築工事の基本設計・実施設計（以下「設計業務」という。）の受託  　二　前号に付随する業務  （名称）  第２条　当共同体は、「　　　　　　　　　　　設計共同体」（以下「当共同体」という。）と称する。  （事務所の所在地）  第３条　当共同体は、事務所を　　　市　　　町　　　番地に置く。  （成立時期及び解散時期）  第４条　当共同体は、令和　　年　　月　　日に成立し、設計業務の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。  ２　設計業務を受託することができなかったときは、当共同体は、前項の規定に関わらず、当該設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。  （構成員の住所、商号又は名称、代表者氏名）  第５条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。  住　　　　所  商号又は名称  住　　　　所  商号又は名称  （代表者の名称）  第６条　当共同体は、（　　社　　名　　）を代表者とする。  （代表者の権限）  第７条　当共同体の代表者は、設計業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。  ２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作権の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産または解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。  （構成員の出資の割合）  第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該設計業務について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。  商号又は名称　　　　　　　％  商号又は名称　　　　　　　％  ２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が検討して評価するものとする。  （運営委員会）  第９条　当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、設計業務の履行に当たるものとする。  （構成員の責任）  第10条　各構成員は、設計業務の委託契約の履行に際し、連帯して責任を負うものとする。  （取引金融機関）  第11条　当共同体の取引金融機関は、　　　銀行　　　支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。  （決算）  第12条　当共同体は、業務完成の都度当該設計業務について決算するものとする。  （利益の配当の割合）  第13条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する割合により、構成員が利益金を配当するものとする。  （欠損金の負担割合）  第14条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。  （権利義務の譲渡の制限）  第15条　本規定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。  （業務途中における構成員の脱退）  第16条　構成員は、当共同体が設計業務を完了する日までは、当共同体を脱退することができない。  （業務途中における構成員が破産した場合の措置）  第17条　構成員のうち、何れかが業務途中において破産した場合は、残存構成員が設計業務を完了する。  ２　第１項の規定により、構成員のうち破産したものがあるときは、残存構成員の出資割合は、100％とする。  ３　破産した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、破産した構成員の出資金から構成員が破産しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。  ４　決算の結果、利益を生じた場合において、破産した構成員には利益の配当は行わない。  （解散後の瑕疵担保責任）  第18条　当共同体が解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があった時は、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。  （協定書に定めがない事項）  第19条　この協定書に定めのない事項については、第９条の運営委員会において定めるものとする。  　　○○及び△△は、上記の通り○○・△△設計共同体を締結したので、その証拠としてこの協定書２通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。  令和　　年　　月　　日  　　　　　　住　　　　所  商号又は名称  代表者氏名 印  　　　　　　住　　　　所  商号又は名称  代表者氏名 印 |

様式５

参加表明書に対する質疑書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 会社名 | |  | | |
| 代表者名 | |  | | |
| 担当者所属・氏名 | |  | | |
| 電話番号 | |  | ＦＡＸ番号 |  |
| E-mail | |  | | |
| 番号 | 質疑事項 | | 回　答 | |
|  |  | |  | |

用紙が不足する場合は継ぎ足してください。